

## 苫小牧市における空家等対策に関する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会北海道本部（以下「乙」という。）は、市内における空家等の発生の未然防止、流通・活用等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、本市の新たなまちづくりに向けた市民の安全・安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の対策を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定められている空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （連携事業）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携して取り組むものとする。

- (1) 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- (2) 空家等の利活用促進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に向けた必要な事項。

### （甲の取組事項）

第4条 甲は、第3条の連携事業として、所有者等からの相談により同意を得た範囲で、乙に情報を提供するものとする。

2 甲は、第3条の連携事業の実施にあたって、ホームページ、リーフレット等による啓発に努めるものとする。

### （乙の取組事項）

第5条 乙は第3条に掲げる連携事業として甲が行う事業について、乙の会員に周知等を行い、意識啓発に努めるものとする。

2 乙は、第3条に掲げる連携事業の内容及びその他空家等の対策に関する情報等について、乙の会員へ周知等を行うよう努めるものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、この業務を通じて知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市  
苫小牧市長 岩倉博文



乙 札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階  
公益社団法人全日本不動産協会北海道本部  
本部長 細井正喜

